

北中城村公園照明設備 LED 化事業

実施要領

令和 8 年 1 月

北中城村

目次

1. 業務概要	P1
2. 提案限度額	P1
3. 留意事項	P1
4. 応募条件	P1
5. 全体スケジュール（予定）	P2
6. 提出書類及び手続等	P3
7. 選定方法	P5
8. リース期間終了後の取り扱い	P7
9. 契約締結	P7
10. 留意事項	P7

別添 提出書類様式

北中城村公園照明設備 LED 化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

北中城村(以下「村」という。)が所有する公園に設置されている照明器具について、リース手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のLED照明器具に改修するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(2) 事業名 北中城村公園照明設備 LED 化事業

(3) 事業内容 北中城村公園照明設備 LED 化事業 仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 事業スケジュール

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりである。なお、契約候補者との協議により変更することがある。

設備導入工事期間 : 契約締結日の翌日～令和8年7月31日まで

リース期間 : 施設毎の工事終了の翌日から10年間(120ヶ月)

2. 提案限度額

リース料金: 30,030,000円／120ヶ月(税込)以内とする。※支払いは月単位

3. 留意事項

本事業は、契約候補者を選定するために行うものである。北中城村公園照明設備 LED 化事業の提案限度額については、契約金額の限度を示すものであり、村がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

4. 応募条件

(1) 応募者

①応募者は、次の業務で協力会社を構成して応募するものとする。ただし、1者でア～エの複数の業務を兼ねることは差し支えない。

- ア. 機器をリース及び管理する業務
- イ. 機器を製造・販売する業務
- ウ. 工事を実施する業務
- エ. その他、業務遂行上必要な業務

②応募者の代表者を上記の中から1社を選定し、その代表者が村との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。

ア. 参加表明時は、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

イ. 設備導入工事及び維持管理等については、地元事業者を優先的に活用するなど、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

③応募者の代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、契約候補者となった場合は、契約等に係

る諸手続きを行う。

④応募者は、次の役割を各構成員にて分担する。

ア. 村との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。

イ. 施工・メンテナンスや製品供給等の多様なサービスを提供する。

ウ. 機器をリース及び管理する業務。

(2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとし、構成員がこれらの要件を満たすこととする。

① 沖縄県内に主たる事業所(本店・支店・営業所)を有すること。

② 応募者は、本提案募集の内容を完遂できるものであること。

③ 応募者(共同企業体の場合は代表者)は、下記のいずれかに該当する者。

ア. 民間企業

イ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ. 法律により直接設立された法人

④ 応募者は、各種対策によりエネルギー削減量を提案できる者であること。

⑤ 応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

⑥ リース期間中(10年間)、維持管理を行うことができ、部品供給や代替照明器具の供給ができること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又は構成員になることはできない。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

② 実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、村が措置する指名停止の処分を受けている者。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び北中城村暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第2条1項1~3号に該当している者。

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続開始の申立てをしている者。

⑤ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条に規定する精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条に規定するは破産手続き開始の申立てをしている者。

⑥ 納めるべき税金を滞納している者。

5. 全体スケジュール(予定)

(1) 本事業は次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

項目	日 程
プロポーザル公募開始(村HP掲載)	令和8年1月27日
参加表明書の受付期限	令和8年2月10日
提案者へ選定通知	令和8年2月16日

質問書提出期限	令和8年2月17日
質問書回答期限	令和8年2月24日
提案書の提出期限	令和8年3月10日
プレゼンテーション	令和8年3月12日予定
結果通知	令和8年3月19日予定
詳細協議※1	令和8年3月24日予定
契約事業者の選定※2	令和8年3月27日予定

※1 詳細協議

契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、村との間で詳細協議を調べるものとする。

※2 契約事業者の選定

契約候補者は、村との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者又は次点候補者の負担とする。

(2) 質問受付及び回答について

本実施要領等に関する質問受付・回答は次により行う。

① 質問受付期間

令和8年1月27日～令和8年2月17日 午後4時必着

② 質問受付方法

任意様式により、下記の提出先に電子メールにて送付すること。なお、件名は「【質問書】北中城村公園照明設備LED化事業(企業名)」とすること。

【送付先】北中城村役場建設課都市計画係 toshi-keikaku@vill.kitanakagusuku.lg.jp

③ 回答方法及び回答期限

参加者からの質問事項を取りまとめ、全ての参加者宛に電子メールにて令和8年2月24日までに回答する。質問事項が重複している場合は、整理したうえで回答する。また、本件の趣旨からかけ離れた質問等には回答しない。

6. 提出書類及び手続等

応募者又は応募者の構成員は、以下のア～カの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを規定の部数及び方法により提出すること。

(1) 参加表明書

① 提出書類

ア. 参加表明書【様式1】(構成企業体の代表者名)

イ. 構成企業届【様式2】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ. 各構成員企業概要【様式3】(リース会社・器具メーカーのみ)

会社名、代表者名、所在地、電話番号、資本金、従業員数、設立年、事業内容、その他

エ. 業務実績報告書【様式 4】(リース会社・器具メーカーのみ)

オ. 主要構成員(リース会社・器具メーカーのみ)

 a 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3ヶ月以内の商業登記簿謄本の写し

 b 各社の経理状況説明書(直近2決算期の貯蔵対照表及び損益計算書)

 c 各社の業務内容が分かるパンフレット等

 d 各社の直近1年間の納税証明書の写し

 国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の3

② 提出期限

 令和8年2月10日まで

 (受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～12時、午後1時～5時までとする。)

③ 提出部数

 正1部、副1部

④ 提出方法

 持参又は郵送(配達確認ができるもの)、併せてメールにてデータを送付すること

⑤ 参加資格選定の通知

 通知期限：令和8年2月16日

 通知方法：参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(2) 企画提案書

① 提出書類【様式5】及び下記別紙(任意様式)

ア. 事業実施方針(任意様式)

イ. 公共施設LED導入計画及び機器に関する提案(任意様式)

ウ. 維持管理に関する提案(任意様式)

エ. 事業工程表(任意様式)

オ. 施設毎の事業費及び電気削減効果試算表(任意様式)

 提案にあたり、本事業で使用する機器については、公共施設の照明設置状況を理解した上で、場所ごとに必要となる明るさを確保できる器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容等について、A4版(A3版を折り込んでA4版とすることは可)で記載すること。

② 提出期限

令和8年3月10日

(受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～12時、午後1時～5時までとする。)

③ 提出部数

正1部、副5部

④ 提出方法

持参又は郵送(配達確認ができるもの)、併せてメールにてデータを送付すること

(3) 作成要領

① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、原則全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。

② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を付すること。

(4) 提出先

〒901-2392

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2

北中城村役場建設課 都市計画係

TEL: 098-935-2268 FAX: 098-935-5536

電子メール: toshi-keikaku@vill.kitanakagusuku.lg.jp

(5) 参加を辞退する場合

応募者が「北中城村公園照明設備LED化事業」公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届(任意様式)を持参若しくは郵送にて提出又はデータを電子メールにて提出すること。

7. 選考方法

(1) 評価について

評価については、提出された提案書をもとに審査委員会にて総合的に評価し、契約候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 評価基準

評価は、提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を基に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価の視点		配点
事業者姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に対する強い意欲を感じられるか ・カーボンニュートラルに対する高い意識を持ち合わせているか 	5
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの役割を担う事業者の過去の実績は十分であるか ・これまでの実績の中で、創意工夫を凝らした施工事例はあるか 	5
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・事業役割を担う構成員の財務状況は健全であるか 	5
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・村の要求内容を満たす事業実施が可能な体制を構築しているか ・実施継続が可能な体制を構築しているか(人員確保機器調達等) ・地元事業者の活用など地域経済への配慮がなされているか ・通常時及び緊急時における確実な連絡体制が構築されているか 	15
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営への影響に配慮した適切な施工計画となっているか ・工期短縮の検討がなされた適切な施工計画となっているか ・施工の品質を確保するための提案があるか ・施工後、利用者が安全に施設を利用できるように十分な配慮がなされているか 	10
導入機器	<ul style="list-style-type: none"> ・施設用途、使用状況等を理解したうえで機器を選定しているか ・規格、品質等が信頼に足る製品であり、十分な耐用年数を有しているか ・省エネ性能が高い機器であるか ・機器の供給体制に問題は無いか(半導体、エネルギーを含めた社会情勢等の影響) 	20
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合が発生した際の保守体制が構築されているか(村内事業者の活用を含む) ・保守内容(メーカー保証、保険等)は村の要求内容を満たすものとなっているか 	15
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して妥当であるかなど ・他社と比較して優位性があるかなど 	25
配点合計		100

(3) 書類審査は、参加表明書及び提案書を用いて審査を行う。

(4) プレゼンテーションの実施

- ① 審査委員会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。
- ② プレゼンテーションの日程は、令和8年3月12日を予定とし、時間及び場所については、提案者への電子メールで通知する。
- ③ プレゼンテーションの方法は、審査委員に対して提案説明(20分以内)、審査委員から提案者への質疑と応答(10分程度)を提案者ごとに行う。
- ④ 当日の出席者は5名までとする。

- ⑤ 提案書の資料は10枚以内とすること。
- ⑥ 資料は事前に提出のあった提案書とし、追加資料の提出は受け付けない。
- ⑦ スクリーンで使用するスライド資料は提案書を基にしたものに限る。なお、提出のあった提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価対象としない。
- ⑧ プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡をすること。

5) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに応募者全員に直接文書で通知する。また、村ホームページにて、契約候補者及び次点候補者名を発表する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

8. リース期間終了時の取り扱い

リース期間終了後、契約事業者の設置した設備の所有権は、村に無償(手続きに係る費用も含む)で譲渡することとする。

9. 契約締結

契約は、北中城村公園照明設備 LED 化事業について、契約事業者と随意契約により契約締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、村の条例及び規則等の定めるところによるものとする。
契約候補者の提出した提案書等に基づき、仕様及び契約額を設定し、改めて見積書の提出を依頼するものとする。

10. 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

①費用負担

応募に関する全ての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

②提出書類の取り扱い

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 提出書類は返却しない。

ウ. 村は、参加者に無断で「北中城村公園照明設備 LED 化事業」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。

③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④村からの提供書類の取り扱い

村が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑥器具メーカー及び電気工事業者は、複数の応募者の構成員になることを妨げない。

⑦構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表事業者以外の構成員の変更の場合は、村と協議を行い、村がこれを認めたときはこの限りではない。なお、この場合でも参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしているものとする。

⑧提出書類について

村の指示によらない提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

⑨提出期限の問い合わせには応じない。

⑩郵便、電子メール等の通信事故については、村は一切の責任を負わない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。

ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ. 本実施要領に違反すると認められた場合。

エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げた場合。

オ. 公共施設照明 LED 化事業の見積金額が提案上限を超えてる場合。

②必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

①誠実な業務遂行

ア. 契約事業者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、村との間で誠意をもって協議すること。

ウ. 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

②事業契約期間中の事業者との関わり

契約事業者は、事業者の責により事業を遂行する。村は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 契約事業者の責に帰するべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、村は契約事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、契約事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、村、契約事業者との契約を解除することができるものとする。

イ. 契約事業者が倒産し、又は契約事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、村は契約事業者との契約を解除することができる。

ウ. 上のア又はイにより契約を解除した場合には、契約事業者は、村に生じた損害を賠償しなければならない。

エ. 不可抗力その他、村又は契約事業者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、村と契約事業者は、事業継続の可否について協議する。